

平成 30 年

第 7 回 教育委員会 臨時会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

平成30年 第7回 定例・ 臨時 委員会 議事録		
委 員 会 日 程		会 場
開会日時	平成30年5月8日 午前・ 後 4時00分	佐渡市役所 畑野行政サービスセンター 4階 会議室
閉会日時	平成30年5月8日 午前・ 後 4時50分	
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分	
出席者	欠席委員	会議録署名委員
教育長 渡邊 尚人		中村 友子
1番委員 佐藤 辰夫		信田 恵子
2番委員 仲川 正道		
3番委員 中村 友子		
4番委員 信田 恵子		
議案説明のため出席した職員		
学校教育課 課長 山田 裕之 管理主事 濱田 晴明 課長補佐 伊藤 賢治 総務係長 飯田 誠 総務係主任 佐藤 若菜		社会教育課 課長 渡辺 竜五 課長補佐 高野 博明 課長補佐 柳澤 正二 中央図書館長 濱崎 賢一
傍聴人	有 無	
報告の要旨	「議事の概要」のとおり	

会議で行った選挙の結果
なし

会議に付議した事件の題目		
教育長職務代理者の氏名について 教育委員の議席の指定について 議案第 35 号 佐渡市職員の分限処分に係る専決処理について 議案第 36 号 佐渡市職員の分限処分について 議案第 37 号 佐渡市図書館協議会委員の委嘱に係る専決処理について 報告事項 1 平成 30 年度佐渡地区における義務教育諸学校教科用図書の採択について 2 その他 その他 次回定例会の開催日等		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

【議事の概要】

・ 山田学校教育課長	<p>◎本臨時教育委員会は、午後3時58分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none">・ では、私の方から事務連絡をお願いします。・ 会議に先立ちまして、教育委員の任命について事務局からご説明申し上げます。去る4月13日に開催されました第3回佐渡市議会臨時会において中村友子さんを教育委員に再任することについて市議会の同意をいただき、本日平成30年5月8日付で三浦市長から任命辞令書が交付されたところでございます。・ それでは、まず中村委員から改めてご挨拶いただきたいと思います。お願いします。
・ 中村委員 ・ 山田学校教育課長	<ul style="list-style-type: none">・ また引き続きお世話になります。よろしく願いいたします。・ 新しい方が任命された場合は、ここから全員の自己紹介ということに例年なるんですけれども、今回は再任ということでありまして、また前回4月26日の定例会で自己紹介をしていますので、今回は省略させていただきます。改めまして本日からこのメンバーで教育委員会会議を行うこととなります。よろしくお願いします。
・ 渡邊教育長	<ul style="list-style-type: none">・ 以上で事務連絡を終わります。それでは、渡邊教育長にお返しします。・ ただいまより平成30年第7回佐渡市教育委員会臨時会を開催いたします。・ 日程第1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第18条の規定により、中村委員と信田委員を指名しますので、よろしくお願いします。・ 続きまして、日程第2、「教育長職務代理者の指名について」を議題とします。
・ 山田学校教育課長	<ul style="list-style-type: none">・ 事務局から説明を求めます・ 皆さまご存じのとおり、昨年5月の教育長交代をもちまして、佐渡市教育委員会も新制度に移行しました。新制度においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項で、「教育長に事故あるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」旨が規定されています。つまり教育長職務代理者を置くことになっており、あらかじめ教育長が指名することになっているということです。教育長の職務を代理することにつきましては、具体的には教育委員会会議の議事進行や対外的な行事への参加、そして事務執行についても代理者の職務となります。しかしながら、非常勤である教育委員が日常的に事務執行を行うことは非常に困難なことが予想されます。そこで、職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務執行等職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難な場合には、法律第25条第4号に基づきその職務を、職務代理者から教育委員会事務局職員に委任することが可能となっています。
・ 渡邊教育長	<ul style="list-style-type: none">・ それでは、渡邊教育長より教育長職務代理者の指名をお願いいたします。・ それでは、法第13条2項の規定に基づき、教育長職務代理には引き続き佐藤辰夫委員を指名いたします。佐藤委員、よろしいでしょうか。

<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員 ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はい。 ・ ありがとうございます。よろしくお願いいたします。 ・ 続きまして、日程第 3、「教育委員の議席の指定について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の議席につきましては、佐渡市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項では教育長がこれを定め、番号票をつけるとなっています。新制度に移行した昨年度から、教育長職務代理者をまず 1 号委員とし、続いて 2 号委員から順次教育委員の経験年数の長い順に議席を指定させていただく案を示させていただきたいと存じます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局から説明ありましたが、この案に基づき、議席を定めてよろしいでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員異議なし ・ ありがとうございます。 ・ それでは、1 号委員を佐藤教育長職務代理者、2 号委員を仲川委員、3 号委員を中村委員、4 号委員を信田委員といたします。 ・ 続きまして、日程に入る前に、お諮りをします。議案第 35 号から議案第 37 号までについては、人事及び個人情報に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挙手 ・ それでは、議案第 35 号から議案第 37 号までを秘密会とすることといたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【秘密会】 ・ 【議案第 35 号は、原案どおり承認された。】 ・ 【議案第 36 号は、原案どおり可決された。】 ・ 【議案第 37 号は、原案どおり承認された。】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ では、次に日程第 7、報告事項についてです。 ・ 報告事項 1、平成 30 年度佐渡地区における義務教育諸学校教科用図書の採択について、事務局からの説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教科用図書の採択方法につきましては、昨年平成 29 年 9 月 28 日招集の第 14 回佐渡市教育委員会定例会で報告させていただきましたとおり、平成 30 年度からは、本来の採択方法である単独採択地区の方法に改め、実施することになりました。本日の資料の中にもそのときにお示ししたものを資料 1 として提出させていただいております。詳細につきましては、この後担当の濱田管理主事から説明させます。よろしくお願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱田管理主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、別刷りの資料 1 をご覧ください。最初に、採択方法についてです。先ほど山田課長の方からお話しがありまして、平成 29 年 9 月 28 日、その際に説明がありまして、単独採択地区と、その方法をとりますということです。その資料が 2 ページから 5 ページまでになります。 ・ 続きまして、教科書が採択されるまでの手順ということになります。6

	<p>ページをご覧ください。資料2になります。1、平成30年度の教科書採択についてですが、小学校は特別の教科、道徳以外の教科書になります。中学校用教科書につきましては、新たに今年度は特別の教科、道徳の教科書の採択を行うということになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2番ですが、教科書が採択されるまでの手順ということでここに書かれているとおりでございますが、適正かつ公正な採択が確保されるようにということになっています。 日程になりますが、9ページ、10ページをご覧ください。9ページ、4月の19日に採択地区教育長会議がありまして、それを受けまして、5月8日、本日でございますけども、ここで再度説明、それから選定委員、調査委員の委嘱ということになります。今後ですが、6月に入りまして、教科書センター運営委員会、それから第1回の教科用図書選定委員調査委員会が開かれます。 10ページになりますが、7月の下旬になりますが、佐渡市教育委員会臨時会でその選定委員が調査結果について説明、報告をさせていただきます。以下、7月、8月、9月とそのような形で通知、報告、それぞれ県の方へ提出ということになります。 続きまして、選定委員、それから調査委員の委嘱でございますが、11ページ、12ページをご覧ください。小学校の方、各教科4名、9教科あります、36名。中学校の方、道徳というふうな形でこのようなメンバーで進めていくということになります。 私からは以上でございます。
<ul style="list-style-type: none"> 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ただいまの件につきまして質問等ありましたらお願いします。 私からいいですか。今年度小学校で選ぶ教科書は何年使うんでしたかね。
<ul style="list-style-type: none"> 濱田管理主事 	<ul style="list-style-type: none"> 来年度1年のみということになります。
<ul style="list-style-type: none"> 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> 1年ということは、選び方というか、何か特別な注意あるんでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> 濱田管理主事 	<ul style="list-style-type: none"> これまで使ってみてどうだったかということが十分考慮できるということです。
<ul style="list-style-type: none"> 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> そういう意味じゃなくて、教科書すごく種類多いですよ。だから、同じような手続をとらなきゃいけないかということです。厳密にというか、しっかりと選択するためには教科書の展示から何から始まりますよね。その辺の手続はどうなるんですか。
<ul style="list-style-type: none"> 濱田管理主事 	<ul style="list-style-type: none"> それにつきましては、従来どおり、9ページをご覧ください。下の方になりますけど、教科書の展示会というようなことも含めて従来どおりやっていくということになります。 以上でございます。
<ul style="list-style-type: none"> 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> 展示会は道徳の教科書だけじゃない。小学校の9教科の教科書はどうなるんですか。
<ul style="list-style-type: none"> 濱田管理主事 	<ul style="list-style-type: none"> 9教科の教科書は以前使っていた教科書をそのまま、新しい教科書では

<p>事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 濱田管理主事 	<p>なくてそれを……</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そういうことは説明しないとだめなんじゃない。 ・ はい。ありがとうございます。そうしましたら、中学校の道徳につきましては、新しいですので、それは展示会を使って行います。小学校の教科書につきましては、今まで使っているの、新しく来るわけではないので、今までの教科書をそれぞれ選定委員の人が見て、それで再度それを考慮していろいろ考えて選ぶということになります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示会はするんでしょう。展示会はしなければならないんじゃないですか。そこで閲覧していただいて意見を聞いて、それも一般の意見、市民の意見としてあわせて協議会を、委員会イコール協議会という形になるわけけれども、そこで調査委員、選定委員の意見を参考にしながら決定する、採択する、そういう手順ではないかと思えますけれども。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ では、私の方から説明します。 ・ 採択期間は1年であっても、手続としては今までと全く同じ手続を踏んで採択する必要があります。ただ、今回は1年しか使用期間がないということで、どの教科書会社も新しい教科書を作成してはいないということなので、前回4年前に採択した教科書をもう一回見てもらって、その中で1年間使う教科書をどれにするかという選定を手続を踏んでしていただくということになります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手順は変わらないということですね。 ・ 変わらないです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濱田管理主事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ すみませんでした。手順は変わらないということで、小学校の教科書は今までの教科書です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今まで採択協議会を開いたんだけど、今度は教育委員会で採択をするとなると。採択協議会という名前は残るんですか。それとも、一切それはなくしてしまって、教育委員会にしてしまうんですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採択協議会が必要なのは、2市町村以上の地区にまたがって教科書採択するとき、その市町村から採択委員を出していただいて協議会というものを組織して採択しなければいけないという仕組みがありまして、佐渡市もかつては10市町村あった関係でその方法をとっていたんですが、佐渡市に、1市になったときにその方法をそのまま使ってしまったということが昨年わかりまして、昨年9月にそのことについて改めますということで説明の同意をいただいたということです。ですので、今後採択協議会という名前は単独1市の採択地区が当てはまらないということで、その名前自体必要なくなるというふうに考えていいかと思えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採択協議会という名前そのものがなくなり、教育委員会の中で議決事項として要は採択をやる。これは公開ですか、非公開ですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開です。今までの手続と変わらないです。教育委員会で最終的に決定

<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 山田学校教育課長 ・ 仲川委員 ・ 佐藤委員 ・ 山田学校教育課長 ・ 渡邊教育長 ・ 濱田管理主事 ・ 渡邊教育長 ・ 山田学校教育課長 ・ 濱田管理主事 ・ 山田学校教育課長 ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<p>するのは変わらないです。途中で1個抜けただけです。採択協議会というのが抜けただけです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 私が聞いているのは、採択協議会であればその中で選定委員さんの代表からお話を伺い、意見聴取しますね。それを公開するというんですか。 ・ 教科書が採択されるまでは、秘密ですので、その部分は非公開になります。 ・ それならわかります。 ・ 先ほど展示会の件ですが、これまで使ってきた教科書を展示してと。その言葉ですが、前回採択するときには各社みんな出されたわけですね、現学習指導要領にのっとった教科書。それをもう一度全社並べるわけですね。それは、全てそのまま市町村がみんな持っているわけですね。 ・ はい。 ・ 中学校の方は道徳だけですね。その件は何か注意点とかあるんですか。 ・ 昨年小学校でもやっていましたが、同じです。今のところ昨年どおり、昨年小学校でやったとおり淡々と進めていくという形です。 ・ 1年に1回の委員の方は、1年前のことは多分忘れていると思うので、どういう手順で来て、どういう資料を使って、どういう選考するんだというところを説明できたら説明してください。 ・ まずは、教科書の実物がもう届いていますよね。 ・ はい。 ・ それを実際見ていただくという場面が1つありますし、それから県の方からも資料として、県の方で調査した調査結果につきまして、これも採択が終わるまでは口外しないという扱いでその方たちには配付をして、それも採択のための資料として使っていただくということになります。 ・ 単純に言うと、県の方でまとめた調査資料は送られています。それを見て調査委員が参考にして、佐渡市の実情に合わせて報告書を出してきます。その中には順位等振ってありませんので、その資料を見て、または現物等を見て教育委員の方から判断をしていただくという形になります。しっかりと物を見ていただくということになるかというふうに思います。先ほど小学校につきましては、道徳は昨年やりましたので、ありませんが、小学校の教科書については4年前と同じということなので、それについては既に目を通してあるというような前提のもとに、また再度見直していただきたいというふうに思っています。 ・ ほかに質問ございますか。よろしいですか。 ・ 質疑なし ・ それでは、質疑なしと認めます。 ・ では、次に報告事項その2です。事務局からの説明を求めます。
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ では、別紙資料2と書いてある、写真入りのワンペーパーですが、それに基づきまして説明させていただきます。 ・ 既に教育委員の皆様にも電話で速報をお伝えしましたし、それから新聞報道等によって概要については把握されているかと思いますが、本日午前中に市議会の全員協議会がありまして、そこでも説明させていただきましたので、教育委員の皆様にもここでその後の状況も含めまして改めて説明させていただきます。 ・ 平成30年5月1日火曜日12時35分ごろですが、金井小学校の3年1組配食分の揚げパンの食缶の底に敷いてあったクッキングシートの上に、その写真にありますような留め具が、金具が入っていたのを担当教師が発見しました。その後すぐ3年1組では揚げパンの喫食を中止しました。金属が見つかった場合はすぐに中止するというふうに、こちらの方でもそういう規定になっておりますので、それに従って中止したということです。ただ、その時点で約10名の児童は既に喫食済み、あるいは喫食途中ということでした。保護者には、該当学級だけでなく、全ての金井小学校の保護者に翌日おわびの文書を配付しました。配付が翌日になった理由は、この当日が家庭訪問のため、全学年が給食後すぐに放課の措置をとっており、時間的に配付が間に合わなかったという話です。 ・ その後原因につきまして調べましたところ、学校の配膳状況を確認したところ、配膳用のワゴンの学級表示に使用していた名札型のキーホルダー、下の写真にありますが、そこに類似する三角形の金具がついていることがわかりました。実物がここに同じ製品があるんですけど、こういうものがワゴンのところについていて、このところに三角形の形の金属があるんですけども、大きさ全く同じです。そして、金井小学校のところについていたものが若干さびていたんですけど、さびている感じも非常にこれと似ていたということで、断定はできないのですが、ほぼこのホルダーが何らかの理由で配膳中に混入した可能性が高いのではないかというふうに我々の方では見えています。 ・ 今後の対応としましては、金井小学校に対しましては、すぐに表示用のホルダーを撤去し、別な形で表示するように指示、指導しました。また、全小中学校に対しても、このことにつきまして通知を出しまして、小さい金具等がついたものを給食の配膳に使用していないか、あるいは配膳場所に置いていないかというようなことを速やかに点検し、整備するように指示したところです。給食センターにおきましても、これまでも行ってきましたが、製造工程における異物混入のチェック等、調理器具も含めたセンター施設の管理を確実にを行うことを、現場指導も含めて繰り返し行っていくということで確認をしております。児童の方から健康被害については一切報告はありません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただいまの件について質問ありましたらお願いします。 ・ これは何のためにつけてあるんですか。

・山田学校教育課長	・給食のワゴンは、どの学級のものかというのわからないので、これをつけて、ここに例えば3の1とか、3の2とか書いてあったんですが、これである必要はないんです。
・仲川委員	・今聞いているのは、3の1という、クラス表示の下の三角金具は何のためにあっただけでしょうか。
・山田学校教育課長	・恐らくこういう状態で購入したものをそのままつけてあったんだというふうに考えます。
・仲川委員	・何の意味もないという意味ですね、下についている金具は。
・山田学校教育課長	・極端に言えばそういうことになると思います。
・渡邊教育長	・製品としてそのままついていてということですね。
・佐藤委員	・今課長が持っておられる、それそのものの大きさなんですか、これは。
・山田学校教育課長	・外してみたところ全く同じ大きさでした。
・佐藤委員	・配膳用ワゴンの一部、手すりの部分なのか……
・山田学校教育課長	・手すりです。
・佐藤委員	・その輪の大きさからいくと、リング、これよくカードをとめている、パンチ、引っ張ると開く、の大きさだと思いますが、こんな小さい……
・山田学校教育課長	・この部分については別の金具がついていました。これを外さずに、そのままぶらぶらさせた状態でつけてあり、実際学校現場に担当の方が行ったら、これが外れてとれているものも何個かあって、ついてるものもあって、使用の仕方についても、これが上になってつけてあるところとか、いろいろまちまちだったようです。
・佐藤委員	・何か表示にしては小さいなと思ったもんですから……
・山田学校教育課長	・いずれにしても、こういう小さい金具が附属しているようなものを食事の場所にぶらぶらさせて行くということ自体がまず問題だろうということで、すぐに撤収して、かわりにガムテープか何かで張って、あるいはテプラで表示するよという指導して、そのようにさせて、次の日からはそのように対応しているはずですよ。
・渡邊教育長	・改めて見たら、ワゴンの棒のところについているものが簡単に落ちるよね。大きいものの方が、ぽっとさわると落ちそう。下のものより上の方が危ないみたい。
・仲川委員	・大きいとわかりやすいんですね。
・渡邊教育長	・わかりやすいですね、落ちてても。ああ、落ちたとわかればいいですね。ほかにはいかがでしょうか。
・委員全員	・質疑なし
・渡邊教育長	・では、次に社会教育課長から支払い遅延について説明を求めます。
・渡辺社会教育課長	・それでは、資料3の方をご覧ください。ちょっと支払遅延というものの自体がわかりにくいと思うんですが、政府契約の支払い遅延防止等に関する法

律というものがございます。これは、政府が民間の方と契約したときに、支払いをしっかりと払いなさいよと。今考えるとごく当然の法律なんです、実はできたのがかなり古くて、戦後昭和24年にできておりますが、当時戦後、官の方が契約したときに支払いが遅れたりして、民にかなり影響を与えたという現状があったそうです。その中でできた法律というふうには物には書いてございます。

- これにつきましては、今回の社会教育課で起きた事案につきましては、4件ございます。ですから、請求日があつて、支払い日があつて、それが本来払うべきときより遅れたと。遅れたから、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律、支払い遅延防止法と呼ばせていただきますが、支払い遅延防止法に基づいて、実際に支払うべきときから支払ったまでの期間に2.7%の利息が発生します。それを支払いなさいと。これは趣旨としては、支払い遅延というのは損害賠償額ということになりますので、議会の議決が要りますということで、本日全協にご説明して、予定としては6月の議会で専決の報告事項として議会の方に報告という予定で考えておるところでございます。
- 具体的には、正直申し上げて職務の怠慢ということが悩みになります。1と2の案件は、実はちょっとこれぱつと見ていただくと気がつくのが、支払い日が1と2は29年9月、29年11月ということで非常に早うございます。これに気づいたのは監査からの指摘で気づいたものでございます。監査からの指摘で気づきましたが、支払い遅延については今後どのようにしていくかということの議論をした中で、まだ確定していなかったというのが1と2の現状でございますが、3と4につきましては、私どもの方で、私の方が4月に来て、どうも伝票がスムーズに出ていない、請求書がスムーズに出ていないということで、担当の方に、業者の方に聞き取りをさせたら、実はこういうお金をいただいているものがあるというふうに、これは担当からではなくて、業者から出てきた請求書でございます。
- 3につきましても、4につきましても、内容的には車両の点検、3につきましては、29年、昨年度の5月、4につきましては、28年度の1月に行つた点検ということでございます。これにつきましては、業者からの確認、実際に払っていない旨を全部精査をした上で確認をして、支払い日ということで5月8日、今日までになります、その中で全て支払いを終えておるところでございます。
- なお、この支払い遅延額については、5月15日に各業者の方に支払うということで考えております。
- 内容1につきましては、職員は請求書を机の中に入れておつたと。出さなかつたと。3、4につきましては、受理をしましたが、その本人に聞いても請求書がございません。紛失しておるという状況は確認できたものでございます。こういう理由でございます。参考までに1人の職員でございます。
- こういう中で……ちょっとすみません、起きた仕組みにつきましては、実は各教育事務所から請求書を預かつたものをこちらに出してもらって伝

<p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 仲川委員</p> <p>・ 渡辺 社会教育課長</p> <p>・ 信田委員</p>	<p>票を切るという仕組みです。ですから、こちらの方は各教育事務所が発注したものが何かというようなどころまでは関与しておらず、各公民館活動する中で消耗品とか、施設管理分は各教育事務所が発注をして、それで請求書が来るとこちらに来て、こちらで支払い行為をするという流れになっております。ですから、請求書がそこで止まってしまうと、支払い行為が遅くなる上に、支払い行為があること自体も把握できていないというのが今の現状であるということでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そういうことでございますので、ずっと請求書、佐渡市全体で特に出先の多いところにつきましては、請求書をもったら、そこで受領して、すぐこちらに回すようにという指導をしておったんですが、その中でこういうことが出てきたというのが非常に残念なところではあるということでございます。 ・ 今後の対応としては、きちっと場所を設けてすぐやりますということを書いてあるのですが、これをやったのを机の中に入れてしまうと対応ができないので、やはり係長等含めて上司の関与をしっかりとしながら管理をしていくということと、今後でございますが、支所、サービスセンター長の兼務という中で、実際に動いている地域の公民館活動等が全て状況として見える、そういう地域の体制ということの中で、やはりしっかりと管理をしていくということが必要なのではないかとこのところは今考えているところでございます。 ・ 今後ないようにということにしておきたいのですが、実はこの担当職員まだ少しありそうですので、正直業務の内容について今我々としてチェックをしておるところでございますので、もう少し全容が出てきましたら、しっかりと最終報告として教育委員会の方に報告したいと考えております。 ・ 以上です。 ・ 質問でございますでしょうか。 ・ 社会教育課も出先によってなかなか大変かと思えますけれども、これは社会教育課の本所ではないということですね。教育事務所ということになるわけですね。そのことについては、全容が見えたら報告があると了解しているですか。 ・ もちろんそういう形で報告をさせていただきたいと思えます。 ・ お金の管理ということで、やっぱり一番基本はその日の請求書はそこへ、一括支所長なら支所長のところへすぐ入るとか、個人の自分の机の中には入れないというのはやっぱり徹底していただきたいし、今までも職員が流用であつたりとか、ありましたので、こと金銭に関することは、いずれは支払いも遅延して遅延額も払うし、市役所がちゃんと払ってくれるということで、業者さんたちには別に、ちょっと遅れたということであれですけど、でも遅延額は多少といえども税金なんだということもやっぱり皆さん意識していただきたいなと思えます。
--	--

<p>・ 渡辺 社会教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本当に一生懸命頑張っていらっしゃる職員がたくさんいらっしゃるのに、ほんのごくわずかな人があぁ、しまったというのではやっぱり済まされないとなっていると思います。また車のことは、私管財課じゃないので、よくわからないんですけど、やっぱり点検の時期とか、それから車両一括管理とかというのは、管財課とか、そういう、まとめた方がいいのかな。それとも、各支所で担当していらっしゃるのがあるのかな、どうなんでしょうかね、その辺。 ・ 前段のご指摘については、全くぐうの音も出ない状態でございます。こういう小さな、小さいということはないんですが、他の案件も私がかかりましたが、やはり最初は本当に小さなことから、どんどん、どんどん緩くなっていく、自分なりに理由をつけて緩くなっていくというところございますので、やっぱりしっかりその都度対応していくべきだと考えておりますし、公僕としての意識をしっかり持つべきだというのはご指摘のとおり、と言いつつなかなかなくなるのがちょっと困っておるんですが、そこはやっぱりしっかりと対応を考えていたり、しっかり議論していきたいというふうに考えております。 ・ 車に関しましては、実はその議論、本庁舎全部含めてしております。一括管理がベストだというところがあるんですが、一括管理になると逆に全く目が届かないと。車を一括に、佐渡市の場合広うございますので、まさか車を本庁にとりに行く、本庁に100台置いて100台とりにいくわけにいかない。どうしても支所に置かなきゃいけない。そうすると、支所に置かなら支所が管理しないと管理状況もわからないということになるということです。例えば車検があっても伝票今度支所でやるのか、車検誰が発注するのか、支所のどこに置いてあるのか、そこもわからないということになりますので、今どちらかという支所中心の管理という形で考えておるんですが、それも支所中心で二、三件の支所と、例えば教育委員会と支所が一緒に入っているところとかもありますので、いずれにしろちょっといろんなところがあって、やはり原課が管理するのが個々に見えて、無駄なようですが、余り無駄が出ないのではないかという議論もしておるんですが、集中管理もちろん可能性としては十分あると思うんですけども……
<p>・ 信田委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ トータルとして車の台数あるわけですけど、一括管理と言ったのは、置くのは各支所置いてもらっても、いわゆるいつ点検があるのか、いつ6カ月点検があるかといういわゆる集中的な管理、それをそこから支所の方へこれこれあるよというのはやっぱり知ってもらってもいいんじゃないかなという思いがしたんです。そうすると、支所の方でもそれなりのあれがあるし、管財課の方でもこういうあれがあるけど、忘れてるんじゃないかと、そういう請求上がってこないよというのも把握ができるんじゃないかなと思います。本当にいろいろな方法をどうしたら一番いいかというのを試しながらやっていくのが一番だと思うんですけど、なかなか大変だと思います。よろしくお願いします。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡辺社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員ご指摘のとおりだと思います。私全体管理だと思いますが、情報の管理だけでも持つていくことは十分可能だと思っております。備品の中で多分車一括で見れるようにはなっているはずなので、そこも含めてちょっと管財と適切な運用、情報管理も含めて、我々こういう意見があった旨伝えて、いい方向を検討していきたいと考えております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大変対応お疲れさまです。私は、3番と4番、年度をまたいだ決裁がなされているというのがどうも合点がいかないのですが、そのあたり行政に年度をまたいだ決裁があるというのは、ちょっと私理解に苦しむんですけど、そのあたり、課題はないか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡辺社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これにつきましては、実は担当職員は昨年度の段階で1回机もチェックをして、もう請求書がないねということは確認しております。これが出てきた原因は、私自身はやはり業者にも問題あるというふうに思っております。チェックをする中で、実は28年度の未請求がございましたというふうに業者から言われました。ただ、これは未請求ではなくて、請求しておったけども、本人もなくなりました、業者も佐渡市さんだから、いつかいただけるだろうと思っていましたという、少しなあなあという言い方変ですが、業者と公務職場との間のなれ合いが要因だというふうに考えております。ですから、この業者には、私どもがもちろん悪うございましたということで謝りましたが、きちっと出してくださいということはお話しております。28年度のこれにつきましては、通常の手段では確かに歳出伝票を切ることはできません。私の方で顛末書をつくって、それで会計課長さんお願いしますということで、科目で切っていただくという形となっておりますので、これいづれ全部監査に出ますので、監査からも指摘事項としてまた厳しく言われるだろうというふうには思っております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他にいかがでしょうか。 ・ 質疑なし ・ 質問なしということによろしいでしょうか。 ・ 事務局側からは以上でございますが、委員の方から何かございますでしょうか。その他ということになっていますが、よろしいですか。 ・ では、最後ですね、日程第8、次回の定例会の開催日についてです。 ・ 事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月の定例会でも確認させていただきましたが、5月28日、月曜日、午後3時からということで改めて確認させていただきます。よろしく申し上げます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5月28日月曜日午後3時からが今月の定例会ということになります。 ・ では、以上で平成30年第7回佐渡市教育委員会臨時会を閉会いたします。 ・ お疲れ様でした。
<p>午後4時50分 終了</p>	